

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

74

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

06_環境・衛生

提案事項(事項名)

湖沼水質保全基本方針に定める湖沼水質保全計画の策定に関する基本的事項の見直し及び環境基準の達成期間に係る通知の見直し

提案団体

岡山県

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて」第1の2について、湖沼の暫定目標を「おおむね5年ごとに必要な見直しを行う」という記載の削除を求める。併せて、湖沼水質保全計画の策定に関する基本的事項(湖沼水質保全基本方針第2の1)について、②汚濁負荷量の推計等について「可能な限り～的確に把握する。」、③水質保全上の効果を推計する際に、「水質保全効果のある水循環回復～も検討の対象とすること。」、④計画期間が5年を超える場合に「5年を目途に計画の進捗状況の評価及び効果の検証を行い、必要に応じて、計画の見直しを行うこと。」という記載の削除を求める。

具体的な支障事例

当県では、湖沼水質保全特別措置法及び湖沼水質保全基本方針に基づき、指定湖沼である児島湖について、昭和61年から5年ごとに汚濁負荷量の推計や水質予測を行い、湖沼水質保全計画を策定している。これまで、7期35年にわたり汚濁負荷対策を実施してきた結果、将来においても汚濁負荷量が大幅に削減される見込みはなく、各種対策による水質改善効果に比べて、気象条件の違いによる水質変動が相対的に大きくなっており、5年ごとに将来の汚濁負荷量を推計して水質への影響を予測することの必要性は低下している。一方で、5年ごとに計画の進捗状況の評価や効果の検証を行うこと、計画の見直しのために汚濁負荷発生源の把握や水質保全効果のある水循環回復・生態系保全に係る対策の検討を行うことは、予算等の負担が大きい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

計画期間の設定を弾力化及び指定湖沼の実情に即した汚濁負荷量の推計や水質の予測等ができるようになることで、水質保全の目的は維持しつつ都道府県の事務負担が軽減されるとともに、都道府県の自主的な計画策定の推進が図られる。

根拠法令等

湖沼水質保全基本方針第2の1②、③及び④、水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて(昭和60年6月12日環水管126号)第1の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県

—

各府省からの第1次回答

湖沼の暫定目標については、措置済み。「湖沼のCOD並びに窒素及び磷の環境基準の暫定目標について」(平成4年環水管第20号)に基づき、湖沼水質保全計画に水質目標が定められた項目については、都道府県の御判断により、「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて」に基づく暫定目標の見直しを行わないことが可能。

湖沼水質保全基本方針(平成18年1月環境省告示29号)については、「可能な限り」「検討の対象とする」「必要に応じて」等、柔軟に対応いただけるような記載ぶりとしており、現行の方針においても事務負担の軽減は可能。各地方公共団体においてそれぞれの実情に応じて対応願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「湖沼のCOD並びに窒素及び磷の環境基準の暫定目標について」(平成4年環水管第20号)は、平成17年の湖沼法改正前(5年ごとの計画策定が法で義務付けられていた時期)に発出されたものである。計画の水質目標と実質的に同一の機能を有する暫定目標について、計画の水質目標とは別に暫定目標の見直しの手続きをとることを要しないとしているものであり、おおむね5年ごとの見直しそのものを不要としているものではないとも解釈されるため、今回の提案をしている。については、計画に水質目標が定められた項目は、計画期間にかかわらず、都道府県の判断により、おおむね5年ごとの暫定目標の見直しを行わないことが可能であることを明確化する通知の発出等をしていただきたい。

児島湖では、近年、計画に掲げた各種対策による水質改善が頭打ち状態になりつつあり、また、今後も大幅な汚濁負荷量削減の見込みもないため、5年という期間ではこれらの各種対策の評価や効果の検証が難しくなっている。については、現行の基本方針の「5年を目途に計画の進捗状況の評価及び効果の検証を行い」の箇所について、都道府県の判断で評価及び効果の検証の時期を柔軟に設定できるよう、「適切な時期に計画の進捗状況の評価及び効果の検証を行い」に改めるなど、当該箇所の見直しを検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
湖沼水質保全計画について、地域の実情に応じ、より柔軟な策定が可能となるよう見直しを行うこと。

各府省からの第2次回答

湖沼水質保全計画については、地域の実情等に応じ、柔軟な計画期間を設定することが可能である。実際、指定湖沼である釜房ダムや八郎湖は、自治体の判断により5年を超える水質保全計画の策定期間を設定している。

また、湖沼水質保全基本方針(平成18年1月環境省告示第29号)第2の1の④において「5年を超える長期の期とする場合には、5年を目途に計画の進捗状況の評価及び効果の検証を行い、必要に応じて、計画の見直しを行うこと。」と定めているとおり、計画の進捗状況の評価及び効果の検証を行う時期については、「5年を目途」として各自治体の地域の実情に応じて適切な時期に設定されるべきものである。

以上の考え方について、御要望を踏まえ、今年度中に通知等により改めて明確化することとする。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

5【環境省】
(8)湖沼水質保全特別措置法(昭59法61)
湖沼水質保全計画(4条1項)については、以下の措置を講ずる。

- ・記載内容を地域の実情に応じて柔軟に設定することが可能であることを、指定湖沼(3条1項)が所在する都道府県に令和4年度中に通知する。
- ・計画期間が5年を超える場合に行う計画の進捗状況の評価及び効果の検証の実施時期については、地域の実情に応じて5年を超えて設定することが可能であることを、指定湖沼が所在する都道府県に令和4年度中に通知する。
- ・水質汚濁に係る環境基準の暫定目標(「湖沼のCOD並びに窒素及び磷の環境基準の暫定目標について」(平

4環境省水質保全局水質管理課長))の見直しについては、地域の実情に応じて判断することが可能であることを、指定湖沼が所在する都道府県に令和4年度中に通知する。